

ふくしまの復興・再生に向けた要求書

【令和2年10月】



福島県町村会
会長 佐藤 淳一

福島県町村議会議長会
会長 渡邊 一夫

ふくしまの復興・再生に向けた要求

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」）から9年余が過ぎる。

事故による避難指示区域も帰還困難区域を除き解除され、さらに本年3月には、帰還困難区域の一部が解除されたほか、JR常磐線が全区間で運転再開されるなど、当県の復興・再生は着実に前進している。

一方、当県復興の大前提であり、世界が注視する廃炉・汚染水対策は、使用済燃料や燃料デブリの取り出し作業といった困難な課題を抱え、さらにトリチウム等を含んだALPS処理水のタンクによる敷地内貯蔵が限界に近づいているなど、決して予断を許す状況にはない。

さらに、事故による当県へのネガティブな印象は根強く、農産物価格や教育旅行をはじめとした観光入込数、延べ宿泊者数は、依然として事故前の水準まで回復していない。

よって、東京電力は当県の置かれている厳しい現状を今一度しっかりと認識し、事故原因者の責務として、当県が真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、また、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、地震・津波対策を含めた設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底、各対策の重層化を図ること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策、新型コロナウイルス感染症対策の実施など、作業員が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を整備すること。
- (4) 廃炉作業従事者等の宿舍整備にあたっては、地元の意向を踏まえた計画的な整備を行うこと。

- (5) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、当県に対する風評払拭・不安の解消に努めること。
- (6) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び貴社の責任で、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。
- (7) トリチウム等放射性物質を含んだALPS処理水の処分に当たっては、今後、国から示される処分方法に沿って、国とともに責任をもって処分すること。

2. 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの推進

福島第二原子力発電所の廃炉にあたっては、安全かつ着実に推進すること。

また、使用済み燃料や放射性廃棄物等の処分に当たっては、全量県外搬出とすること。

3. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、個別具体的な事情への対応を含め、被災者の視点に立った、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行うこと。
- (2) 当県の実情や被害者の声をしっかりと把握したうえで、誠意をもって賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (3) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、未請求者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。
- (4) 将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すため、「新々・総合特別事業計画」に追記すること。
- (5) 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応するとともに、定性的要因を積極的に採用するなど、原子力災害との相当因果関係の確認を簡易な方法で柔軟に対応すること。
また、一括賠償で2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求等についても丁寧に対応し、状況の変化があれば、的確に賠償すること。

- (6) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情もしっかりと把握したうえで、損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うこと。
- (7) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについては、農林業者や関係団体の意見を十分踏まえ対応すること。
- さらに、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、損害がある限り十分な賠償を確実に継続すること。
- (8) 帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより避難指示が解除された区域、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者のおかれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、確実かつ迅速に賠償すること。
- (9) 避難指示解除後の賠償については、解除後の現状をしっかりと把握したうえで、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事案に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再開のための必要な期間を確実に確保すること。
- また、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。
- (10) 「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」を事故原因者としての自覚をもって積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償すること。
- (11) 住民の安全・安心を守るため、町村が行ってきた様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施した風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償するとともに、原発事故に対応するための職員人件費、原発事故によって生じた目的税はもとより普通税の減収分についても確実に賠償すること。
- (12) 公共財物に関する損害については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償するとともに、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。

※令和2年9月2日現在の町村一般会計に係る損害賠償請求額・支払額の状況は4頁のとおり。

【令和2年9月2日現在 県市町村財政課・県町村会 調べ】

原子力損害賠償 請求・支払い状況（一般会計）

（単位：円、％）

町 村 名	請 求 額	支 払 額	率
桑 折 町	668,685,670	25,857,388	3.9
国 見 町	556,463,851	142,186,407	25.6
川 俣 町	1,792,908,147	534,502,161	29.8
大 玉 村	88,454,229	88,454,229	100.0
鏡 石 町	163,027,144	11,176,047	6.9
天 栄 村	216,915,839	11,939,719	5.5
下 郷 町	1,207,110	1,207,110	100.0
檜 枝 岐 村	2,903,535	2,903,535	100.0
只 見 町	2,311,600	989,787	42.8
南 会 津 町	9,884,628	9,884,628	100.0
北 塩 原 村	23,263,725	23,263,725	100.0
西 会 津 町	28,150	28,150	100.0
磐 梯 町	8,563,341	8,547,591	99.8
猪 苗 代 町	185,574,249	93,713,479	50.5
会 津 坂 下 町	6,410,445	6,410,445	100.0
湯 川 村	0	0	—
柳 津 町	480,340	57,240	11.9
三 島 町	0	0	—
金 山 町	85,063	85,063	100.0
昭 和 村	0	0	—
会 津 美 里 町	354,375	354,375	100.0
西 郷 村	448,027,588	74,856,185	16.7
泉 崎 村	7,922,379	7,922,379	100.0
中 島 村	102,207,367	9,573,059	9.4
矢 吹 町	421,832,512	27,160,109	6.4
棚 倉 町	23,414,697	21,762,757	92.9
矢 祭 町	17,273,124	424,369	2.5
塙 町	12,746,303	11,485,780	90.1
鮫 川 村	375,964,518	362,326,873	96.4
石 川 町	46,874,337	46,874,337	100.0
玉 川 村	2,289,090	2,289,090	100.0
平 田 村	4,695,131	4,695,131	100.0
浅 川 町	16,819,111	13,949,697	82.9
古 殿 町	25,599,565	19,337,565	75.5
三 春 町	83,280,516	32,604,293	39.1
小 野 町	85,516,850	84,153,600	98.4
広 野 町	401,757,207	217,079,556	54.0
檜 葉 町	1,587,713,758	503,345,108	31.7
富 岡 町	5,425,134,169	4,549,841,368	83.9
川 内 村	681,270,417	400,692,793	58.8
大 熊 町	8,429,263,426	7,553,152,056	89.6
双 葉 町	19,543,247,271	289,890,918	1.5
浪 江 町	26,717,627,602	3,151,706,693	11.8
葛 尾 村	848,289,797	721,331,332	85.0
新 地 町	7,611,476	3,529,000	46.4
飯 舘 村	199,511,582	102,205,395	51.2
合 計	69,243,411,234	19,173,750,522	27.7